

第11回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年11月25日(火)午前9時30分から午前10時10分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(18名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、2番 井上 要一(欠)、3番 黒澤 一利、4番 寒河江利廣、
5番 鈴木 秀男、6番 米野 則雄(欠)、7番 新野 勝廣、8番 須貝 寿裕、
9番 金子 秀美、10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子(欠)、12番 内山 雄次郎、
13番 山田 良一(欠)、14番 加藤 敏之、15番 佐藤 総一、16番 小形 耕
一、17番 江袋 實、18番 星野 廣志、19番 新野 庄右エ門、20番牛谷
清海

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第13号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告
について

第 5 報告第14号 非農地証明の結果報告について

第 6 議 第 40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議 第 42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第10 議 第 44号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大崎 顯一、事務局長補佐 佐藤 紀子、農地主査 前山 律雄

主任 米野 徳子、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 大崎顕一

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 登坂賢治

みなさん、おはようございます。本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。また、昨日は、農振特別委員会を中心に、「そばの消費拡大事業」で県立置賜農業高校の生徒の交流を含めた中で、そば打ち体験とそばを使った商品の試食を行い、生徒さんも喜んでくれたのではないかと思います。さらに今後のそばの消費拡大の新たな働きかけになったのではないかと思います。大変ご苦勞さまでした。

また、米価下落によりまして、厳しい経済状況に置かれていおり、現在さまざまな取り組みが行われているわけですが、委員各位に置かれましてもご指導ご協力をお願いします。

本日の協議内容につきまして、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第11回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名であります。欠席届のあった委員は、2番 井上 要一委員、6番 米野 則雄委員、11番 高橋 睦子委員、13番 山田 良一委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。18番星野 廣志委員、20番牛谷 清海委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第13号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第13号、平成26年11月4日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。10月の申し出件数は3件田 11,253 m²、畑 1,507 m²。個人への調整決定件数4件田 11,253 m²、畑 1,507 m²です。利用権の設定。10月再設定件数2件、田 12,476 m²。10月申し出件数 7件田 399 m²、畑 21,442 m²。利用権設定合計9件、田 12,875 m²、畑 21,442 m²です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第14号 非農地証明の結果報告についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

7ページをご覧ください。報告第14号 非農地証明の結果報告について
(報告第14号について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次にただいまの説明について、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、議第40号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。
事務局の説明を求めます。

農地主査前山律雄

9ページをご覧ください。議第40号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は4件です。

(議第40号1番から4番について朗読により説明)

以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。ございますか。

(質問なし)

無いようですので、本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

日程第7、議第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

10ページをご覧ください。議第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第41号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、9番金子秀美委員より報告を願います。

9番 金子秀美委員

番号1番について、11月15日現地確認とともに譲受人に話を聞いてきました。この案件は経営縮小するものであり、周辺の農地への影響はありません。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。また、譲受人は今年から米の販売をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第42号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

11ページをご覧ください。議第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第42号1番、2番について朗読により説明)

なお、以上2件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び2番の件について、10番細谷則雄委員より報告を願います。

10番 細谷則雄委員

番号1番及び2番について、関連がありますので一緒に説明いたします。11月18日に貸し手、借り手両者立ち会いのもと、現地確認をしてきました。本件は経営縮小、規模拡大によるものです。周辺の農地への影響はないものと思われま。農地の状況からみて、10a当たり●●円は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第43号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

12ページをご覧ください。議第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第43号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について5番鈴木秀男委員より報告願います。

5番 鈴木秀男委員

番号1番について、11月17日現地調査をしてまいりました。今回の申請は農業者年金受給継続にかかわる親子間の使用貸借の再設定であり、作付計画も今まで通りとのことであり、問題ないと思われまます。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

日程第10 議第44号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

13ページです。(議第44号本文及び14ページ整理番号6681番から6693番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

無いようでありますので、本案件全件について計画内容で原案のとおり決定することに承認の賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第44号については可決されました。

これをもちまして、第11回川西町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。